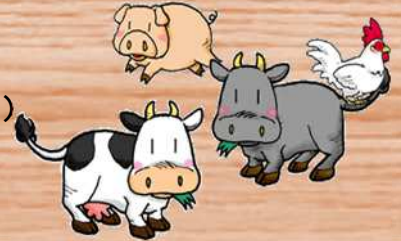


川本家畜保健衛生所（西部農林水産振興センター 川本家畜衛生部）

〒696-8510 邑智郡川本町大字川本 265-3

TEL (0855) 72-9805 FAX (0855) 72-9811



## 牛の異常産サーベイランスの結果について

毎年、島根県では牛に異常産（流産や胎子奇形による難産）等を引き起こすウイルスの流行状況を調査しています。今年度の調査では、アインウイルスが管内で広く浸潤していることが分かりました（浜田市、川本町、邑南町、美郷町でウイルスの動きを確認）。調査にご協力いただきました皆様におかれましては、ご多忙のところご対応いただき、ありがとうございました。

今後、体型異常（子牛の四肢関節・背骨の異常な湾曲、頭部・顔面の変形など）を伴う流産・死産が発生した場合、ウイルスが関与した異常産の可能性が考えられますので、かかりつけの獣医師に速やかに相談していただければと思います（松尾）。



## 手数料が変わります！

令和7年10月議会で、島根県手数料条例が一部改正され、手数料が見直されました。これにより令和8年4月1日から、検査や手続きに係る手数料がこれまでと変更となるため、ご確認ください。下表に掲載した以外の手数料も変更となっているため、必要となった場合は家保にお問い合わせください（菊地）。

主な検査や手続き等の種類	手数料の額	
	改正前	改正後
○牛伝染性リンパ腫抗体検査	1試料につき 910円	1試料につき 1,360円
○遺伝子学的検査（ヨーネ病、BVD）	1試料1検査につき 900円	1試料1検査につき 1,350円
○家畜伝染病予防法第5条に基づくヨーネ病の定期検査（エライザ法）	1頭につき 800円	1頭につき 1,200円
○腐蛆病	1群につき 60円	1群につき 80円
○家畜人工授精師免許の交付	1,800円	2,270円
○家畜人工授精所の開設の許可	5,700円	7,320円

## ヨーネ病検査（5条検査）について

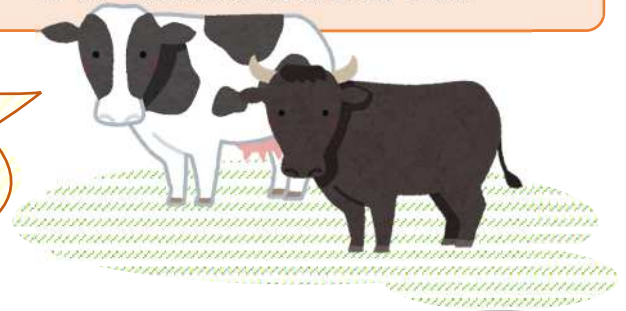
家畜伝染病予防法第5条に基づき、牛の飼養者はヨーネ病の検査を5年ごとに受けることが定められています。検査対象は、24カ月齢以上の繁殖に供す乳用牛および肉用牛になります。

今年度の対象地域は、邑南町であり、全頭陰性を確認しました。対象地域の皆さまには大変お世話になりました。来年度（令和8年度）の対象地域は、『江津市（旧桜江町の区域に限る。）、川本町、美郷町』になります。対象地域の牛飼養者および関係機関の皆さまには、ご協力をよろしくお願いいたします（小林）。

### ◎ヨーネ病とは

ヨーネ病は、家畜伝染病予防法における家畜伝染病に指定されている細菌病のことで、この病気は、難治性の慢性下痢と重度の削瘦の後に、ほとんどの発症畜が斃死する病気です。主に幼若期に経口感染し、遅れて発症する（3～5歳がピーク）という特徴があります。また、ワクチン、抗生物質等による予防・治療が困難な病気です。

採材の際は、牛の繋留など、  
ご協力をよろしくお願いいたします。



## 収入証紙が廃止になります

各種手数料について、これまでは島根県収入証紙により納入いただいておりますが、県証紙は令和8年3月末で廃止されることとなりました。今後の収入証紙の取扱いや、代替の納付方法については別添資料をご確認ください。

川本家保管内では、主として納付書・納入通知書による納付を想定しておりますが、別の支払い方法をご希望される場合はご連絡ください。

始めはわからないことが多いかと思しますので、何かございましたら家保職員にご相談ください（菊地）。

